

関係法規

- ・学習指導要領
- ・東京都教育委員会資料
- ・練馬区教育委員会資料 等

本校の学校教育目標

- ◎ 思いやりをもち助け合う子
- よく考え進んで学ぶ子
- 健康でやりぬく子

目標の背景

- ◇ 学校、地域の実態
- ◇ 地域の期待や願い
- ◇ 保護者の期待や願い
- ◇ 期待される児童像

道徳教育の重点

- ① 校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に全職員で作成した全体計画に基づいて指導を展開する
- ② 計画に基づいて実施し、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。
- ③ 「特別の教科 道徳」の授業改善を通して、指導方法の工夫や評価の充実を図る。
- ④ 道徳授業地区公開講座等により、道徳教育の在り方や家庭・地域社会との連携について相互理解に努める。

校長の学校経営方針

- 人権教育の推進および豊かな心の育成
- 主体的に学ぶ児童の育成
- 確かな学力の定着・体力の向上および健康の保持増進
- 家庭および地域に開かれた学校づくりの推進

特別活動の重点

- ① 集団活動を通して、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度が身に付くよう、また、キャリア教育の視点をもって計画的に年間計画を作成する。
- ② 各教科の学習活動との関連を図り、意欲の向上や個性の伸長を目指す。
- ③ 異年齢交流の場を設定し、主体的に関われるようにする。

本校における「確かな学力」

- 知識及び技能
- 思考力・判断力・表現力等
- 学びに向かう力・人間性等
- 課題解決のために学んだことを活用する力

生活指導・進路指導の重点

- ① 各教員が、日常的に児童一人一人の理解に努め、全児童の人権が大切にされ、心の居場所のある学校・学級づくりを進める。
- ② 家庭との連携や地域社会の支援・協力が得られるよう、情報の交流や共有に努める。
- ③ 児童が悩みを相談しやすい態勢を整える。毎月、いじめ防止対策委員会を開催する。心のふれあい相談員とスクールカウンセラーを活用し、教育相談活動を重視して、全職員で全児童を見守るよう心がける。
- ④ 特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会を機能させ、特別支援教育を推進する。

総合的な学習の時間の重点

- ① 環境・情報・福祉・国際理解教育等の探究課題の解決に向け、主体的、対話的に学習に取り組もうとする児童を育てる。
- ② 体験を重視し、探究的な学習の中で、各教科等で身に付けた力を発揮できるようにする。
- ③ 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、社会に参画しようとする児童を育てる。

各教科の指導の重点

- ① 学習への関心・意欲や、主体的に学ぶ態度を育成する。
- ② 問題解決学習や体験的な学習を重視し、児童の学ぶ意欲を喚起すると共に、問題解決力を高める。
- ③ 各教科の基礎的・基本的な学習内容の理解や技能の習得に重点をおく。
- ④ 授業改善推進プランを作成し、指導体制や指導法について、授業改善に努める。

授業改善に向けた視点と主な方策

指導内容・指導方法の工夫	教育課程編成上の工夫	校内における研究や研修の工夫	評価活動の工夫	家庭や地域社会との連携の工夫
<ul style="list-style-type: none"> ○ 体験的な学習・問題解決学習等を重視し、学習への関心・意欲を高める。 ○ 授業改善推進プランや課題改善カリキュラムを活用し、実態に応じた学習を行う。 ○ 習熟度別指導を充実させる。 ○ コロナウイルス感染予防に十分に配慮するとともに授業の工夫を図ることで、確実に学習内容を習得できるようにする。 ○ 小中一貫や幼保小連携を意識した教育活動を実施する。 ○ 特別支援教育校内委員会を中心に、スクールカウンセラー・心のふれあい相談員・学校生活支援員等との連携を図り、支援対象児童の指導に当たる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新学習指導要領に基づいた年間指導計画を立て、計画的に授業を進める。 ○ 6月～1月まで(8月を除く)の第2土曜日を授業日とし、授業時間を確保して、基礎的・基本的な内容が定着できるようにする。 ○ 東京ベーシック・ドリルに取り組む時間を確保し、基礎的・基本的な内容の定着を図る。 ○ 図書館、学校図書館支援員を活用した授業や朝読書を行うと共に、読書活動を充実させる。 ○ オリンピック・パラリンピックマインド等について理解させ、グローバル社会を生きぬく力を育てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主題「自分の思いや考えをもち、表現できる子の育成」について研究し、「特別の教科 道徳」を通して児童の思考力・表現力を高める。 ○ 自己申告に基づく自己研鑽と校長・副校長による面接・授業観察によって、指導力向上を図る。 ○ 若手教員が、他の教員の授業を見られる機会をつくるとともに、生活指導や学習指導等について研修できるようにする。また、全教員が3人一組をつくり、年3回の相互授業観察を行うことで、授業改善に努める。 ○ 特別支援校内委員会やいじめ防止対策委員会を設置し、実態把握や初期対応をできるようにする。 ○ 児童理解を深めるため、年2回生活指導の情報交換や研修会を行う。また、毎週金曜日に、生活指導夕会を行い情報共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「めあて・実践・振り返り」という学習過程を重視し、児童が自己評価・相互評価をできる力を育てる。 ○ 道徳の評価について検討して通知表の所見に継起し、指導を充実させる。 ○ 評価計画を立て、指導と評価の一体化を図り、学習内容を定着させる。 ○ 保護者会等で、評価規準を周知する。 ○ 教育活動に対する内部評価・外部評価をアンケート等で行う。 ○ 教育活動に対する評価結果を基に、評価項目に対応する校務分掌の部会が中心となり、教育活動の改善に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校HP・学校だより・学年だより等で、児童の様子や教職員の取組等を発信し、理解や協力が得られるようにする。 ○ 地域の防災訓練に協力し、生活指導・防災教育を行う。 ○ 地域安全連絡会(あんしん泉新)を開催し、地域の方とともに児童の安全について校内外で見守っていく。 ○ 学校評議員制度を活用し、地域組織との接点を広げる。 ○ 保護者会・個人面談等を活用し、保護者や地域の声を真摯に受け止め、応える努力をする。 ○ 自分たちとは違う環境にある方々の生活について理解し、思いやりの心を育てる。

授業改善策の検証方法

- 学校評価
- 外部評価
- 児童へのアンケート
- 校内研究授業の研究協議会
- 各教科、各学年のテスト等による評価